

働き続けることのできる社会へ
過労死をゼロにし、健康で充実して

過労死等防止対策 推進シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時
2025.11.18(火)
13:30~15:30(受付13:00~)

会場
津市アストプラザ 4F
アストホール
(津市羽所町700番地 アスト津)

基調講演

『労働と健康
~18万件のメール相談から学ぶ~』



独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院
勤労者メンタルヘルスセンター長

山本 晴義 氏

参加
無料
事前申込

◎お申込み・特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省

後援：三重県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

三重会場

プログラム

[三重労働局からの報告]

[基調講演]

「労働と健康

～18万件のメール相談から学ぶ～

山本 晴義 氏

(独法)労働者健康安全機構 横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長

[過労死遺族の声]

高橋 幸美 氏

(過労死を考える家族の会・厚生労働省過労死等防止対策推進協議会委員)

会場のご案内

津市アストプラザ 4F アストホール

(津市羽所町700番地 アスト津)

・近鉄、JR「津駅」下車、東改札口を出て左へ徒歩1分

参加申し込みについて

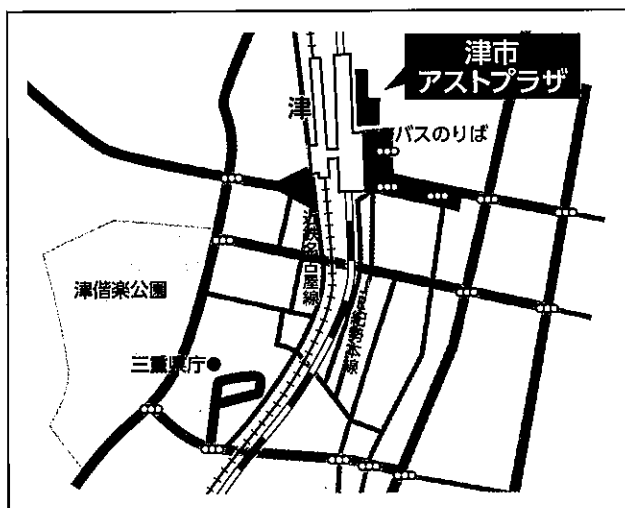
- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

山本 晴義 氏

(独法)労働者健康安全機構 横浜労災病院
勤労者メンタルヘルスセンター長

心療内科医師

産業医学、心療内科に精通するメンタルヘルスのエキスパート。うつ病を始めとする勤労者の精神疾患の予防や治療、職場復帰支援に取り組んでいる。その日のストレスをその日のうちに解消する「ストレス一日決算主義」を提唱している。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お 名 前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連 絡 先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供いたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。